

2021年9月30日

在校生・保護者の皆様

学校法人 東京滋慶学園
新東京歯科技工士学校
新東京歯科衛生士学校
学校長 福原 達郎
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の授業形態について

平素は本校の教育に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、報道にてご存知の通り、政府より9月30日(木)に政府による新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除されます。
当校といたしましては、文部科学省並びに所管の監督官庁からの指示等に従い学内の対応を進めてまいり所存でございます。

つきましては、10月4日(月)からの授業形態について、下記の通りお知らせいたします。
引き続き、感染拡大のリスクを軽減しながら、学生のみなさんの学びを止めることがないよう尽力してまいります。何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 学内における対応について

分散登校を継続して、感染拡大のリスクを軽減できるようにいたします。また、食事を挟まない半日登校は、解除いたします。※(2)参照

(1) 座学の授業は、基本としてオンライン授業(リアルタイム配信・オンデマンド配信含む)にて実施します。

(2) 学内にて対面で実施する授業は、各学年にて、オンライン授業では補うことができない模擬試験・定期試験(追再試を含む)・補習授業、及び実習を必要とする授業といたします。その際には、教室定員の1/2の人数にて、実施します。

また、使用教室の換気を十分に行い、実習授業においては、マスク、フェイスシールド(ゴーグル)を着用して実施します。

(3) 昼食休憩を挟む場合には、十分な距離を取り黙食と時間短縮にて、食事前・後の手指消毒とうがいをを行い感染防止に努めてください。

(4) これまでと同様に入館時の検温の実施、手指消毒、館内共用スペース並びに授業終了時に教室内の机上の消毒の徹底を図ります。

2. 歯科衛生士学校の臨地臨床実習について

(1) 歯科衛生士学校3学年を対象とした臨床実習については、2021年10月4日(月)より再開します。

※詳細の内容・定期試験実施方法については、全学科・学年ごとに担任より伝達いたします。

皆さんの学びが止まることがないよう、安心・安全に配慮した対応を行って参りますので、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

以上